

青森県農業経営改善関係資金事務処理要領

平成 14 年 12 月 24 日青団経第 910 号青森県農林水産部長通知
最終改正：令和 4 年 6 月 13 日青団経第 102 号

第 1 総則

農業経営改善関係資金基本要綱(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。)第 2 の 1 に定める農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(以下「スーパー L 資金」という。)、経営体育成強化資金(負債の償還負担を軽減しようとする計画を含まない場合。)、農業改良資金及び青年等就農資金(以下「5 資金」という。)の融通事務の処理については、基本要綱及び次の(1)から(9)までに定めるもののほかこの要領の定めにより行うものとする。

なお、クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資の手續等については(10)の定めにより行うものとする。

- (1) 農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号)
- (2) 農業経営基盤強化資金実施要綱(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)
- (3) 経営体育成強化資金実施要綱(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知)
- (4) 農業改良資金制度運用基本要綱(平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知)
- (5) 青年等就農資金基本要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知)
- (6) 青森県農業近代化資金事務取扱要領(昭和 54 年 3 月 16 日付け青経第 965 号青森県農林部長通知)
- (7) 青森県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要領(平成 6 年 11 月 24 日付け青農経第 678 号)
- (8) 青森県農業改良資金事務処理要領(平成 22 年 9 月 30 日付け青団経第 322 号青森県農林水産部長通知)
- (9) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知)
- (10) クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資の手續について(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知)

第 2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「窓口機関」とは、農業協同組合（農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う組合に限る。以下「農協」という。）、農林中央金庫青森支店、日本政策金融公庫青森支店（以下「公庫」という。）、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫又は東奥信用金庫とする。
- (2) 「融資機関」とは、5 資金を融資する窓口機関をいう。
- (3) 「推進会議」とは、特別融資制度推進会議設置要綱第 1 に基づき各市町村が設置している市町村特別融資制度推進会議をいう。
- (4) 「農業経営改善計画」とは、次の計画をいう。
 - ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の農業経営改善計画
 - ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の経営改善計画
 - ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）の果樹園経営計画
- (5) 「農業経営改善計画書」とは、農業経営改善計画の認定を受けるために市町村又は県に提出した計画書をいう。
- (6) 「青年等就農計画」とは、農業経営基盤強化促進法の認定就農計画をいう。
- (7) 「青年等就農計画書」とは、青年等就農計画の認定を受けるために市町村に提出した計画書をいう。

第 3 経営改善資金計画書の作成指導等

- 1 5 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、次に掲げる書類を作成し、窓口機関に提出するものとする。
 - (1) 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙 1 の（1）又は（2））。以下「資金計画書」という。）
 - (2) 農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写し（認定農業者の場合に限る。）
 - (3) 青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写し（認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者のことをいう。以下同じ。）の場合に限る。）

なお、指導農業士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、基本要綱別紙 2 の（1）の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。
 - (4) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付を受け、この確認書を資金計画書に併せて提出するものとする。

(5) 窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、地域県民局地域農林水産部に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、地域県民局地域農林水産部は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(3)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、地域県民局地域農林水産部は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の基本要綱別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

なお、借入希望額が個人にあつては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者並びに東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)にあつては、資金計画書のうち基本要綱別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの(以下「収支計画」という)の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に5資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、収支計画の作成を省略することはできないものとする(被災借入希望者等を除く。)

2 1による書類の提出の際に、個人は最近3か年の青色申告書等、法人等は最近3か年の決算書(付属明細書等を含む。)を添付するものとする。

ただし、資金計画書の収支計画の作成を省略する場合は、当該関係書類の添付を省略できるものとする。

3 借入希望者は、資金計画書の作成に当たって助言、指導を必要とする場合は、窓口機関、融資機関、地域県民局地域農林水産部関係課又は農業普及振興室、市町村、市町村農業委員会、公益社団法人あおもり農業支援センター及び青森県農業会議に相談を求めることができるものとする。

4 相談を受けた機関は、必要に応じその他の関係機関と連携を図りながら、資金計

画書の作成について助言、指導を行うものとする。

第4 窓口機関の事務処理

- 1 窓口機関は、スーパーL資金、経営体育成強化資金（認定新規就農者向け）、農業近代化資金（認定農業者又は認定新規就農者向け）及び青年等就農資金に係る相談を受けた場合は、推進会議にその内容を連絡するものとする。
- 2 窓口機関は、第3の1に規定する書類（以下「資金計画書等」という。）の提出を受けた場合は、資金計画書等の妥当性について十分に精査及び借入希望者の意向を確認した上で受理するものとする。
- 3 窓口機関は、資金計画書等を受理した場合には、速やかに当該資金計画書等の写しを推進会議及び融資機関に提出するものとする。

なお、推進会議が、資金の貸付けの認定等（経営改善資金計画についての認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等に係るもの。）。以下同じ。）に関する事務（以下「資金計画認定事務」という。）を融資機関（当該借入申込案件が青森県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。以下同じ。）に委任する場合は、融資機関のみに提出する。
- 4 窓口機関は、3による推進会議（3のなお書の場合にあっては融資機関）への提出に際し、資金の貸付けの認定等に関する審査（以下「認定審査」という。）を求めることとする。
- 5 窓口機関は、第5の5により推進会議から資金計画認定通知書（第1号様式。以下「認定通知書」という。）が送付されたときは、第6の2の（7）による融資機関からの融資審査の結果の通知と併せて借入希望者に送付するものとする。
- 6 窓口機関は、第6の2の（8）により融資機関から送付があった書類について、推進会議に提出するものとする。

なお、推進会議に対する提出に際しては、農業経営改善関係資金処理状況一覧表（第2号様式。以下「状況一覧表」という。）及び融資審査等総括表（基本要綱参考様式2。以下「総括表」という。）を添付するものとする。

借入希望者に対する通知に際して、融資を行わない場合には資金計画書等を返戻するとともに、融資機関と連携の上、総括表によりその理由を説明するものとする。
- 7 5及び6による借入希望者への通知は、資金計画書等の受理から原則として、1

月半以内に行うものとする。

第5 推進会議の事務処理

- 1 推進会議の運営に当たっては自主的かつ積極的に取り組むとともに、融資相談の処理に当たっては推進会議の構成機関（以下「推進会議構成機関」という。）との連携の下に速やかな対応を行うものとする。
- 2 推進会議は、借入希望者が利用する資金及び融資機関を特定できない場合は、資金計画書等を審査し、活用が可能な資金及び融資機関（以下「審査体制」という。）を決定するものとする。
- 3 推進会議は、2により決定された融資機関が融資審査の結果、融資できない場合に備え、2の審査体制決定の際に審査体制の変更案（以下「変更審査体制」という。）を決定することができるものとする。
- 4 推進会議は、原則として資金計画認定事務を融資機関に委任するものとするが、資金計画認定事務を委任しない場合において、第4の3により窓口機関から資金計画書等の提出があった場合は、当該計画書等に不備がないか精査した上で、当該計画書等の写しを推進会議構成機関のうち直接関係を有する機関に送付し、認定審査を行うものとする。

なお、送付の際には当該機関が審査に必要な期間を十分確保できるよう配慮するものとする。
- 5 4による審査の結果、資金の貸付けを認定することが適当と認められる場合は、借入希望者に対し、窓口機関を経由し認定通知書を交付するものとする。
- 6 5により借入希望者に対し認定通知書を交付する場合は、直接関係の有する推進会議構成機関に対し、当該認定通知書の写しに農業経営改善計画（又は青年等就農計画）・資金計画の概要（第3-1号様式又は第3-2号様式）を添付して送付するものとする。
- 7 資金計画認定事務を融資機関に委任した場合で、第4の6により窓口機関から書類の提出があったときは、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等に関する認定について（第4号様式）及び資金計画書の写しを地域農林水産部に送付し、また、推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合にあつては、当該営農技術指導を行う上で必要な事項を直接関係を有する推進会議構成機関に送付する。
- 8 推進会議は、5の認定通知書の送付を受けた者（以下「資金計画認定者」という。）

の資金利用の内容に変更が生じ、計画変更が必要と判断される場合は、資金計画認定者に経営改善資金計画の変更を求め、計画の変更について審査するものとする。

なお、当該資金利用計画の変更に係る審査、認定通知等に係る事務処理については、4から7に準じて行うものとする。

- 9 推進会議は、第4の6により窓口機関から融資の可否の通知を受けた場合は、直接関係の有する推進会議構成機関に状況一覧表及び総括表を添付の上、通知するものとする。

第6 融資機関の事務処理

1 融資機関の事務処理

- (1) 融資機関は、基本要綱第5の3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。また、推進会議から資金計画認定事務を委任された場合にあつては、認定審査を併せて実施するものとする。
- (2) 融資機関は、推進会議から資金計画認定事務を委任された場合であつて、スーパーL資金、経営体育成強化資金（認定新規就農者向け）、農業近代化資金（認定農業者又は認定新規就農者向け）及び青年等就農資金に係る融資相談があつたときは、推進会議事務局に対し、速やかに農業経営基盤強化資金等に係る融資相談案件について（第5号様式）を送付するものとする。

2 融資審査

- (1) 融資機関は、基本要綱第3の2及び基本要綱別紙3の融資審査の考え方を参考にして、自らの責任において融資の可否を決定するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して必要がある場合は、農業者の経営能力等に関し関係機関の意見を聞くものとする。
- (3) 融資機関は、機関保証が必要であると判断する場合は、基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、融資審査の結果、融資できない可能性が高い場合で、推進会議において決定された変更審査体制がある場合には、速やかに変更審査体制の取扱融資機関に通知し、変更審査体制による融資審査に移行するものとする。

なお、この変更審査体制の取扱融資機関への通知は、窓口機関の資金計画書等の受理から原則として3週間以内に行うものとする。

- (5) 融資機関は、借入希望者の経営能力等から見て、経営改善資金計画の達成及び融資返済の可能性に疑問がある場合は、借入希望者に対して、地域農林水産部農業普及振興室（以下「農業普及振興室」という。）等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求める通知を行い、1年後に再度融資判断を行うことができるものとする。

ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者であ

る場合は、農業普及振興室の指導を受けて資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

なお、1年後に再度融資判断を行う場合については、融資機関が経営能力の向上が図られれば1年後に融資に至る可能性が高いと判断される案件のみを対象とすることとし、安易に融資判断を先送りすることのないよう努めるものとする。

(6) (5)により農業普及振興室等に指導を依頼する場合は、農業経営改善関係資金指導依頼書(第6号様式)により行うものとする。

(7) 融資機関は(1)及び(5)により融資の可否を決定した場合は、融資審査結果について、速やかに窓口機関へ通知するものとする。

窓口機関に対する通知に際しては、融資を行う場合には状況一覧表及び総括表を、融資を行わない場合(認定新規就農者については見直し後の資金計画書の提出後に再度融資判断を行う場合、認定新規就農者以外の者については1年後に再度融資判断を行う場合を含む。)には、状況一覧表及び総括表に加え資金計画書等を添付するものとする。

また、融資を行う場合は、借入希望者に正式な借入申込書(基本要綱参考様式3)(基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書(基本要綱参考様式4)を含む。)等の提出を求めるものとし、融資の可否から2週間以内に全ての融資手続を終了するものとする。

なお、融資を行わない場合(認定新規就農者については見直し後の資金計画書の提出後に再度融資判断を行う場合、認定新規就農者以外の者については1年後に再度融資判断を行う場合を含む。)には、窓口機関との連携の上、総括表により理由を説明するものとする。

(8) 融資機関は、推進会議から資金計画認定事務を委任された場合であって、審査の結果、スーパーL資金、経営体育成強化資金(認定新規就農者向け)、農業近代化資金(認定農業者及び認定新規就農者向け)及び青年等就農資金の貸付けを決定した場合には、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)等に関する認定について(第4号様式)及び認定を行った借入希望者の資金計画書の写しを窓口機関を経由して、推進会議に提出するものとする。

(9) 融資機関は、融資案件について全ての責任を有し、借入希望者が融資審査結果に不服がある場合などの説明責任を負うものとする。

3 スーパーL資金に係る公庫の事務処理

(1) 公庫は、スーパーL資金について貸付決定をした場合は、当月の貸付決定分を農業経営基盤強化資金(スーパーL)貸付決定一覧表(第7号様式)に取りまとめ、翌月速やかに団体経営改善課に報告するものとする。

(2) 公庫は、公庫直貸案件について貸付実行をした場合は、当月の貸付実行分を農業経営基盤強化資金(スーパーL)貸付実行一覧表(第8号様式。以下「貸付実行一覧表」という。)に取りまとめ、翌月速やかに団体経営改善課に報告するも

のとする。

4 スーパーL資金に係る公庫受託金融機関の事務処理

公庫受託金融機関（農林中央金庫青森支店、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫及び東奥信用金庫）は、公庫からの受託に係るスーパーL資金の貸付を実行した場合は、当月の貸付実行分を貸付実行一覧表（様式第8号）に取りまとめ、翌月速やかに団体経営改善課に報告するものとする。

第7 債権保全措置

債権保全措置については、基本要綱の規定によるものとする。

第8 融資後の措置

- 1 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、基本要綱参考様式1（以下「状況報告書」という。）を参考にして、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、収支計画の作成を省略して融資を受けた借入者にあつては、融資機関から状況報告書を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合を除いて、報告を省略できるものとする。

- 2 融資機関は、借入者の経営改善が確実に達成されるよう、適切な事後指導を主体的に行うものとする。

- 3 融資機関は、1により状況報告書の提出を受けた場合は、農業普及振興室に状況報告書を送付することとし、必要に応じ、借入者の事後指導について協力を求めることができるものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農業普及振興室が濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農業普及振興室に送付するものとする。

- 4 農業普及振興室は、3により融資機関から協力を求められた場合は、借入者の経営改善が確実に達成されるよう、適切な事後指導を行うものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。

第9 その他

- 1 窓口機関、融資機関、県、市町村その他の関係機関は、個人情報保護に関する

法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに5資金に係る資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 窓口機関は、資金計画書等の受理に当たり、借入希望者に対し、第4の3の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の（1）又は（2）により同意を求めることとする。

3 この要領に定めのない事項については、必要に応じて農林水産部長が定める。

附 則（平成14年12月24日青団経第910号）

1 この要領は、平成14年12月24日から施行する。

附 則（平成15年6月4日青団経第271号）

1 この要領は、平成15年6月4日から施行する。

附 則（平成17年5月24日青団経第238号）

1 この要領は、平成17年5月24日から施行する。

附 則（平成18年4月28日青団経第123号）

1 この要領は、平成18年4月28日から施行する。

附 則（平成19年5月8日青団経第90号）

1 この要領は、平成19年5月8日から施行する。

附 則（平成21年4月30日青団経第81号）

1 この要領は、平成21年4月30日から施行する。

附 則（平成21年11月20日青団経第380号）

1 この要領は、平成21年11月20日から施行する。

附 則（平成23年7月12日青団経第221号）

1 この要領は、平成23年7月12日から施行する。

附 則（平成24年11月1日青団経第353号）

1 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日青団経第463号）

1 この要領は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（令和3年9月14日青団経第239号）

1 この要領は、令和3年9月14日から施行する。

附 則（令和4年6月13日青団経第102号）

1 この要領は、令和4年6月13日から施行する。